

知っていますか？

# しゅうがくえんじょせいど 大田原市就学援助制度

経済的な理由によって、生活に不安を抱えている児童生徒の保護者の方に学用品費、校外活動費などの援助を行っています。

## どんな費用が援助されるの？



学用品費



校外活動費  
(遠足・宿泊学習など)



このほか、修学旅行費、新入学学用品費、入学準備金などがあります。  
※令和8年4月から国の学校給食費の抜本的な負担軽減策により給食費が無償化されるため、就学援助制度から給食費の支給はありません。

## 就学援助の対象となる条件は？

- ①生活保護世帯（申請書の提出は必要ありません。）
- ②生活保護を受けていないが、所得が低く支援が必要と認められる世帯  
※詳しくは、裏面をごらんください。
- ③ひとり親家庭等で児童扶養手当を受給している世帯（児童手当とは異なります。）
- ④その他特別な理由（災害、失業等）で、生活が困窮している世帯

## どうやって申請するの？

まずは、下記用紙を切り取り、お子さんが通学している学校へ提出し、申請書をお受け取りください。その後、申請書に必要事項を記入し**教育委員会に提出**してください。認定になる場合は、申請があった月の翌月分から支給の対象になります。

..... きりとり .....

就学援助費支給申請書を希望します。

記入日	令和 年 月 日
保護者氏名	
児童生徒氏名（学年・組） ※複数いる場合は、連名でご記入ください。	

## どんな世帯が対象になるの？

生活保護を受けている世帯(要保護)と、生活保護に準じて困窮している世帯(準要保護)が対象です。生活保護に準じて困窮している世帯(準要保護)とは、児童扶養手当を受給している世帯、前年の世帯所得合計が次の表の金額くらいで、援助が必要と認められる世帯 などです。

世帯状況	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
前年の世帯所得合計目安	180万円	240万円	290万円	340万円

※上記はあくまでも目安です。世帯員の年齢等により基準は異なります。

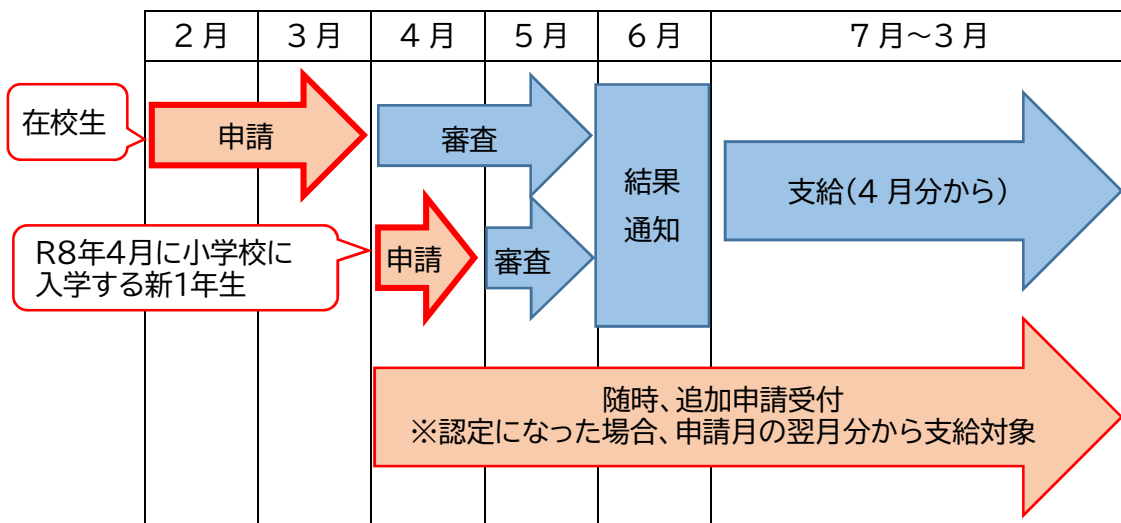
## 令和8年度の支給内容（予定）

認定になると、次の項目の援助が受けられます。

区分 支給項目	認定区分		支給額(年額)		備考
	要保護	準要保護	小学校	中学校	
学用品費	生活保護費から支給	○	11,630円	22,730円	
通学用品費		○	2,270円	2,270円	2年生以上
新入学児童生徒学用品費		○	64,300円	81,000円	新入学準備金の支給を受けていない新1年生のみ
新入学準備金		○	64,300円	81,000円	入学前支給
校外活動費(宿泊なし)		○	1,600円まで	2,310円まで	
校外活動費(宿泊あり)		○	3,690円まで	6,210円まで	
修学旅行費	○	○	自己負担額	自己負担額	
医療費	○	△	現物給付	現物給付	う歯等学校病のみ対象 医療費助成優先

※住所が市外の場合や市外の学校に通学している場合は、支給項目が異なります。そのため、住所地と学校所在地の教育委員会、両方に就学援助費の申請を行う必要があります。

## 申請から支給までの流れ



制度のこと、心配ごとなど、お気軽にお問い合わせください！  
大田原市教育委員会 学校教育課 TEL 0287-23-3124